[様式9-1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	施設名 るんびに学園		情緒障害児短期治療施設
評価機関名	特定非営利活動法人 き	きょうと福	祉ネットワーク「一期一会」

2011 年 5 月 15 日

京都府下、唯一の情緒障害児短期治療施設として、るんびに 学園・綾部こどもの里は、平成15年に開設されました。

仏教者である理事長が自坊で「悩み事相談」を始め、虐待を 受けた子どもたちと1週間ほど自然の中で合宿生活を送る「短 期るんびに苑」を開いたのが、施設開設の経緯となりました。

また、かつてより全国で青少年教化の活動を展開していた[る んびに苑後援会]、「京都るんびに苑後援会]、そして地域の多 くの方々が、「苦悩する青少年のよみがえりの村を作りたい」 という願いに賛同された《真心》の集結が、るんびに学園の開 設に至っています。

「子どもの権利を尊重し保障する」「子どもの成長・発達を支 援する」を基本理念として、心理士、看護師、児童指導員、保 育士、栄養士、および、分教室の教員が他職種協働により、「心 理治療」「生活指導」「教育活動」を行う「総合環境療法」を 特色としたきめ細やかな個別支援が行われています。

また、自然に恵まれた「環境」を子どもたちの心のケアに大 切な要因と考え、立地条件を活かす取組みをされています。夏

の雑草取りや冬の雪かき等日常の作業に加え、農作業や自然体 験を通して、子ども同士、また地域の方々とのコミュニケーシ ョンを図る機会が積極的に設けられていました。

一方で、実践されているサービスのマニュアル化や中・長期 計画の整備が課題としてあげられます。

今後の展望として、施設改装や小舎制建設の構想があり、子 どもたちの生活環境として、現在の寮舎よりさらに家庭に近く、 治療的効果が期待できるシステムを模索されていることが伺い 知れました。

これらの構想を具体化するためには長期的な視野に立った施 設運営が必要とされます。経営数値を含めた、中・長期計画の 検討を進められてはいかがでしょうか。

開設当時と比較して、子どもたちを取り巻く社会環境はより 深刻になってきています。今後も専門機関としての知識と技術 を発揮して、児童福祉における役割を積極的に担っていかれる ことを期待しております。

総 評

I-1-(1) 理念・基本方針

理念、方針に利用者尊重の姿勢が明示されている。援助の基本理念を「児童一人ひとりの権利擁護と自立支援」として、施設を「子どもの権利保障の場」と位置付けている。

Ⅱ-4-(1)地域との適切な関係

太鼓活動「鼓綾」の活動は、子どもたちの表現の場であり、また、地域の祭りやコンクール、学校の文化祭、京都府児童福祉施設連絡協議会主催の「児童文化の集い」等の機会に積極的に発表され、地域との関わりを深めている。また、サッカー教室や試合も定期的に行われている。平成21年度から開始された学園内分教室と本校中学生の交流学習も進められている。

特に良かった点(※)

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組み

子育て支援事業として、積極的に外来相談活動、講師・相談 員派遣事業等を実施して、地域の児童福祉向上に専門機関と しての役割を果たしている。

Ⅲ-2-(1)サービスの質向上のための組織的な取り組み 直接支援を行う生活指導員、セラピスト、また施設内の分校 教員等、他職種協働で多角的視点からサービス向上に向けた 評価を行い改善に取り組んでいる。

Ⅰ-2-(1)中・長期計画の策定

単年度の事業計画は策定されているが、中・長期計画の整備に至っていない。施設改装、家族療法棟の建設、事業拡大等の展望があるので、中・長期計画へと体系化することが必要である。

特に改善が 望まれる点(※)

II - 3 - (1) 利用者の安全確保のための取り組み

緊急時の対応について検討はされているが、事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等の整備が必要である。また、個別のケースにおけるリスクは個人記録に詳細が記録されているが、ヒヤリハット等のリスク対策を組織的に進め、事故を未然に防ぐ取り組みが必要である。

Ⅲ-2-(2)個々のサービスの標準的な実施方法の確立

施設全体が治療空間であるとの視点をもち、一人ひとりに丁寧な支援がなされているが、生活場面での標準的な支援実施 方法についての文書化や見直しの仕組みが必要である。

[※]それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」 の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【共通評価基準】

評価結果対比シート

受診施設名	るんびに学園
施設種別	情緒障害児短期治療施設
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2011 年 1 月 25 日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目		評 価 細 目		結果 第三者評価
I -1	I -1-(1)	1	理念が明文化されている。	Α	Α
理念·基本方針	:・基本方針 理念、基本方針が確立されている。	2	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Α	Α
	I −1−(2) 理念、基本方針が周知されてい	1	理念や基本方針が職員に周知されている。	Α	Α
	る。	2	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	С	В
I -2 計画の策定	I -2-(1)	1	中・長期計画が策定されている。	С	В
計画の東正	中・長期的なビジョンと計画が明 確にされている。	2	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	С	В
	I -2-(2) 計画が適切に策定されている。		計画の策定が組織的に行われている。	С	В
			計画が職員や利用者に周知されている。	В	В
I -3	I -3-(1)	1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	В	Α
	管理者の責任が明確にされている。 	2	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	В	Α
			質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	В	В
	管理者のリーダーシップが発揮されている。	2	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮 している。	В	В

[自由記述欄]	
I -1-(1)	①②理念や基本方針は園内に掲示され、子どもの権利擁護を基本に据えた方針が明確にされている。
I -1-(2)	①②職員には、月一回開催される「職員会議」において理念や運営方針の周知・徹底を図っている。利用者には、毎日のつどい等を利用して伝えているが、わかりやすい伝達に工夫が必要である。
I -2-(1)	①②単年度の事業計画は策定されているが、中・長期計画の整備に至っていない。施設改装、事業拡大の構想があるので、中・長期計画へと体系化することが必要である。
I -2-(2)	①②事業計画は「指導」「心理」「庶務」という部門ごとに職員の意見を集約する形で策定され、職員への周知を図っている。
I -3-(1)	①職務分掌に管理者の役割と責任について明記するとともに、広報にも文書化している。 ②全国情緒障害児短期治療施設協議会より発行されている冊子「心をはぐくむ」の法令集を利用している。また、関係する新聞報道等の 回覧により法令遵守の啓発を行っている。
I -3-(2)	①②理事長、園長、3部門の係長による「運営会議」を中心として、サービス面および経営面の課題把握と改善に努めている。 継続的な評価・分析を行う体制の構築が不十分である。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目		評 価 細 目		5結果 第三者評価
I −1	II-1-(1)				
経営状況の把	経営環境の変化等に適切に対応している。)	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	В	В
握		2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っ ている。	В	В
		3	外部監査が実施されている。	С	С
Ⅱ -2 人材の確保・養	Ⅱ -2-(1) - 人事管理の体制が整備されてい	1	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	В	В
成	న .	2	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	非該当	非該当
	II -2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされ	1	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組み が構築されている。	В	В
	ている。	2	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	В	Α
	Ⅱ -2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が 確立されている。	1	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Α	Α
		2	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組むが行われている。	Α	В
		3	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	В	В
	実習生の受け入れが適切に行わ	1	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Α	Α
		2	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	В	В
Ⅱ -3 安全管理	II -3-(1) 利用者の安全を確保するための	1	緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全 確保のための体制が整備されている。	В	В
女主旨垤	取り組みが行われている。	2	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	В	В
Ⅱ-4	Ⅲ −4−(1)	1	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	В	А
連携	地域との関係が適切に確保されている。	2	事業所が有する機能を地域に還元している。	В	А
		3	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立 している。	В	В
	関係機関との連携が確保されて	必要な社会資源を明確にしている。	Α	А	
		2	関係機関等との連携が適切に行われている。	Α	А
	II-4-(3)	1	地域の福祉ニーズを把握している。	А	А
	地域の福祉向上のための取り組 みを行っている。	2	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Α	А

[自由記述欄]	
II -1-(1)	①②綾部市の会議、京都府児童福祉施設連絡協議会、近畿および全国情緒障害児短期治療施設協議会等を通じて、積極的に情報交換および収集を行っている。また、月一回の職員会議において課題を周知し、改善に向けた取り組みを行っている。今後は定期的に経営状況の分析ができる仕組み(委員会等)の検討が必要である。
	③内部監査は実施しているが、外部監査は実施されていない。
II-2-(1)	①管理規程に人事管理に関する方針が明示されている。職員確保については継続して検討が必要である。
<u>n</u> -2-(1)	②人事考課は実施されていない。※非該当
II -2-(2)	①職員に対し就業調査を年1回行い、必要があれば個別面接を実施している。職員の意向を分析して人材育成計画につなげていくことが望まれる。
п-2-(2)	②民間施設共済会に加入している。
II -2-(3)	①職員研修に関する姿勢は基本方針に明示されており、近畿および全国情緒障害児短期治療施設協議会等の研修に参加する機会が 確保されている。
11-2-(3)	②③今後、個別の研修計画の策定および、研修後の評価・分析への取り組みが必要である。

II-2-(4)	①②実習生受入れについてのマニュアルは整備されている。資格別のプログラム検討・作成が必要である。
II-3-(1)	①②緊急時の対応について検討はされているが、事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等が整備されていない。個別のケースにおけるリスクは個人記録に記載されているが、組織全体としてヒヤリハット等のリスク対策が不十分である。
	①太鼓活動「鼓綾」の発表は、地元の祭りやコンクール、学校の文化祭、京都府児童福祉施設連絡協議会主催の「児童文化の集い」等の機会に積極的に行われ、地域との関わりを深めている。また、地域のサッカー教室や試合にも定期的に参加している。平成21年度から開始された学園内分教室と本校中学生の交流学習も進められている。
II -4-(1)	②子育て支援事業として、積極的に外来相談活動、講師・相談員派遣事業を実施している。また、るんびに苑後援会では青少年教化活動を展開している。
	③施設の特性からボランティアの受入れは慎重に行っている。ボランティアに対する研修等は実施していない。
Ⅱ-4-(2)	①②児童相談所、医療センター、療育センター、社会福祉協議会、学校等の関係機関と連携して地域のネットワーク構築に努力されている。
II-4-(3)	①②外来相談活動、講師・相談員派遣事業を実施して、地域の福祉向上に専門機関としての役割を果たしている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目		評 価 細 目		結果 第三者評価
Ⅲ −1	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	1	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつた めの取り組みを行っている。	Α	Α
利用者本位の 福祉サービス		2	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Α	Α
	利用者満足の向上に努めてい	1	利用者満足の向上に意図した仕組みを整備している。	В	В
		2	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	С	В
	III - 1 - (3)	1	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	В	В
	利用者が意見等を述べやすい体 制が確保されている。 	2	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Α	В
		3	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	С	В
Ⅲ -2	Ⅲ-2-(1)	1	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Α	Α
確保	質の向上に向けた取り組みが組 織的に行われている。	2	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	Α	Α
		3	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	Α	Α
	Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施 方法が確立している。	1	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	С	В
		2	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	С	В
	Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	1	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	А	Α
		2	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	С	В
		3	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	В	В
Ⅲ-3	Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	1	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Α	Α
サービスの開 始・継続		2	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	В	В
	Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対 応が行われている。	1	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性 に配慮した対応を行っている。	А	А
Ⅲ −4	Ⅲ −4−(1)	1	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Α	Α
サービス実施計画の策定	利用者のアセスメントが行われて いる。 	2	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Α	Α
	利用者に対するサービス実施計	1	サービス実施計画を適切に策定している。	В	В
		2	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	В	В

[自由記述欄]	
Ⅲ-1-(1)	①理念、方針に利用者尊重の姿勢が明示されている。援助の基本理念を「児童一人ひとりの権利擁護と自立支援」として、施設を「子どもの権利保障の場」と位置付けている。
, ,	②管理規程にプライバシー保護マニュアルが示され、利用者には「子どもの権利ノート」を用いて学習会を行い権利擁護の重要性を伝えている。
Ⅲ -1-(2)	①②個別面談により利用者の意向を汲み上げているが、検討・分析を進める体制が不十分である。食事や余暇に関して嗜好調査は行われているが、生活全般に及ぶ満足度調査は実施されていない。
Ⅲ -1-(3)	①「心理治療」「生活指導」「学校教育」を通して常に相談しやすい環境づくりに努めているが、苦情解決の仕組みについて説明資料の作成や配布に工夫が必要である。
Ⅲ-2-(1)	①②③直接処遇を行う生活指導員、セラピスト、また施設内の分校教員等、他職種協働でサービス向上に向けた評価を行い改善に取り組んでいる。
Ⅲ-2-(2)	①②施設全体が治療空間という視点で支援が行われ、利用者尊重やプライバシー保護の姿勢は徹底されている。標準的支援方法についての文書化や見直しの仕組みが不十分である。。
Ⅲ -2-(3)	①②③個人記録、特に心理療法の記録は詳細に記載され職員間で共有が図られている。開示規程は確認できなかった。

【共通評価基準 評価結果対比シート】

Ⅲ -3-(1)	①②措置施設であり児童相談所との連携で入所手続きが行われる背景がある。要因が家庭環境にあるケースがあるため、広報には配慮を要し詳細が記載された資料はあえて配布していない。
Ⅲ-3-(2)	①退所後の援助は、担当の児童相談所と連携して行っている。
Ⅲ -4-(1)	①児童相談所の措置決定等の資料をもとに、アセスメントが行われている。
Ⅲ -4-(2)	①②児童相談所の指定様式に加え、施設独自の計画を各部門の多角的な視点で策定している。計画を緊急に変更する場合の仕組みが不十分である。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【付加基準】 評価結果対比シート

情緒障害児短期治療施設

受診施設名	るんびに学園
施設種別	情緒障害児短期治療施設
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2011 年 1 月 25 日

【付加基準】情緒障害児短期治療施設版 評価結果対比シート

評価分類	評価項目	評価細目		西結果 			
			自己評価	第三者評価			
A-1 利用者の尊重	(1)利用者の尊重 ①	施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、子どもの意見に応えている	Α	Α			
	2	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる	В	В			
	3	施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるように支援している	Α	А			
	(4)	多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自 主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形 成できるように支援している	Α	Α			
	(5)	多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している	А	А			
	6	子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況 等について、子どもに適切に知らせている	Α	А			
	G	体罰を行わないよう徹底している	Α	А			
	8	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの 防止と早期発見に取り組んでいる	В	А			
		子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者 の権利を妨げない範囲で保障されている	Α	А			
	100	子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している	В	В			
[自由記述欄]	•						
	①全員が参加する「つどい」を毎日行い、 が自分の思いを表明できる機会を保証し	自由に意見が言える環境づくりに努めている。また、セラピーや日々の ている。	関わりにおい	ヽて、子ども			
	②自主的な取り組みや意見表明が難しい利用者もあり、自治会活動は行っていない。						
A 1(1)	③サッカー、太鼓などクラブ活動のなかで自己選択できるようにしている。						
A-1(1)	④⑤自然体験の機会を積極的に設け、地域との交流にもつながっている。また、サッカー、太鼓等の集団活動、学校や他施設との交流を通して、気づきを促す支援を大切にしている。						
	⑦⑧被虐待経験のある子どもたちに対する不適切な関わりの防止について、職員間で徹底した周知を行っている。						
	⑩子どもの安全確保等のために行動を制	限するケアについて、権利擁護の意識を徹底させているが、マニュア/	レ作成が必要	である。			

評価分類	必要である。		評価細目		結果 第三者評価
A-2 生活ス 支援	(1)援助の基本	1	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの 発達段階や課題に考慮した援助を行っている	В	В
		2	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育 てている	Α	А
	(2)食生活	1	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分 な配慮を払っている	А	Α
		2	子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている	Α	А
		3	発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っ ている	Α	Α
	(3)衣生活	1	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している	Α	Α
		2	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できる ように援助している	Α	Α
	(4)住生活	1	居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮した ものになっている	В	Α
		2	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着す るよう援助している	Α	Α
	(5)衛生管理·健康管理·安全管理	1	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について 自己管理ができるよう支援している	В	Α
		2	各専門の医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身 の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応して いる	Α	А
		3	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心 を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けてい る	В	В
	(6)問題行動に対しての対応	1	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切 に対応している	Α	А
		2	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性 がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている	В	А
		3	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施 設全体に徹底している	Α	А
	(7)自主性、自律性を尊重した日 常生活支援	1	行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実 施されている	В	Α
		2	休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している	Α	Α
		3	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観 念が身につくよう支援している	В	Α
	(8)学習支援、進路指導等	1	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている	В	Α
		2	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にか なった進路の自己決定ができるよう援助している	В	Α
		3	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取 り組んでいる	非該当	非該当
	(O) 12 A II A II 7 th L18 E AT I	4	施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している	Α	Α
	(9)メンタルヘルスおよび医師による治療	1	被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている	В	Α
		2	医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員 の援助を実施している	В	В

【付加基準 評価結果対比シート(情緒障害児短期治療施設)】

評価分類	必要である。		評 価 細 目		結果 第三者評価
A-2 日常生活支援 サービス	(10)家族とのつながり	1	児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり 家族からの相談に応じる体制づくりができている	Α	А
		2	子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅など を積極的に行っている	В	А
	(11)家族への援助	1	家族への援助をサービスとして位置づけ、積極的に取り組んでいる	Α	А
	(12)通所による援助		生活指導や心理的ケアなどにより、通所による援助を積極的に 行っている	非該当	非該当

[自由記述欄]				
A-2(1)	①虐待等により心に傷を受けた子どもに対して、個別に気持ちを汲み取る配慮を行っている。小集団での取組み、小規模グループケアについては、今後の課題である。			
	②施設での生活、学校生活、地域との交流等、全ての場面を通して、社会的ルールを学び、習得できるように支援している。			
A-2(2)	「食事」は、子どもたちの成長のみならず、基本的生活習慣の確立や気持ちの安定の大きな要素と位置付け、子ども達の嗜好を取り入れた工夫ある食事提供が行われている。また、食堂は明るく、木のテーブルや椅子等ぬくもりが感じられる環境づくりがなされている。			
A-2(3)	衣習慣の習得では、清潔な管理に心がけ、自己表現も大切にされている。			
A-2(4)	住空間は、安全性を重視した安心感ある環境づくりに努めている。居室は各自が整理整頓しやすい工夫がみられ、共有スペースの有意活用も配慮されている。			
A-2(5)	①②医療機関との連携を図り、健康状態、発達状態の把握に努めている。また、生活場面では身だしなみをはじめ、自己管理を促す支援が丁寧に行われている。			
	③権利擁護ノートを活用しているが、性教育のカリキュラム作成は行われていない。			
A-2(6)	利用者の背景からも、施設内での問題行動(暴力、いじめ、差別等)には細やかな配慮と対応がとられている。また、緊急時に協力依頼できるよう近隣の駐在所と連携を図っている。			
A-2(7)	①子どもの趣味・嗜好を聞き取り、行事に反映している。また、行事の企画運営に自主参加できるように促している。			
	②地域のサッカークラブへの入部、講習会への参加も含め、可能な範囲で自由に過ごせるようにしている。			
	③小遣いの自己管理をはじめ、金銭感覚がつくように指導を行っている。			
A-2(8)	敷地内に小・中学校の分教室があり、学習室の環境にも工夫がみられ、義務教育の機会が保障されている。			
A-2(9)	①心理専門職が中心となり、セラピーをはじめ、個別の対応を行っている。			
	②近隣の医院に必要に応じて、外来診療が行われている。			
A-2(10)	施設から少し離れた場所に、宿泊のできる家を確保して、家族療法にも活用している。			
A-2(11)	遠方については管轄の児童相談所が対応している。児童相談所との情報交換は適切に行われている。			